は事業主の皆されな者の方へ







新卒者に対する就職支援を強化します

就職活動中の新卒者・既卒者の皆様へ

新卒者等専門のハローワークを新たに設置しました。 ぜひご利用下さい! 所在地はこちらです→http://www.mhlw.go.jp/kyujin/d 1 /01.pdf (サービス内容)

- 専門の職員による就職活動についての相談(エントリーシートの作成や面接の受け方など)、求人情報の提供、職業紹介等のきめ細かな個別支援を行っています。
- 内定が得られず就職活動に関して悩んでいる方には、臨床心理士等がご相談に のります。
- 他県への就職を希望する方への支援として、全国の新卒応援ハローワーク等で 受け付けた求人の提供などをおこなっています。)

全国の大卒等求人一覧などはこちら→http://job.gakusei.go.jp/F/F2000200.asp

事業主の皆様へ新卒者、既卒者の採用をお願いします

新卒者等の就職環境は非常に厳しく、多くの人が未だ就職活動中です 今こそ人材獲得のチャンスです。

○ ハローワークでは求人情報を無料でインターネットにより、全国に公開できます。 ご利用に当たっては、求人票に必要事項を記入の上、新卒応援ハローワーク又は事業所を 管轄するハローワークにご提出下さい。

事業主向けの支援〜既卒者の就職を進めるための支援策を創設しました〜

- **3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金**は、3年以内既卒者の方を新卒枠で正規雇用した事 業主に、正規雇用での雇い入れから6ヵ月経過後に100万円支給します。
- 〇 **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金**は、3年以内の既卒者(高校・大学等の)を有期雇用で育 成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。
 - ・有期雇用期間(原則3ヵ月):対象者1人につき月10万円
 - ・有期雇用終了後の正規雇用から3ヵ月経過後に50万円 ※必ずHWへの求人の提出が必要です!

ハローワークで企業実習(新卒インターンシップ)の取扱いを始めました

○ 企業実習後の中小企業等への応募促進を図るため、大学等の卒業年次の学生(留年生を含む)、 大学等の卒業後3年以内の既卒者を対象とした10日間程度(最短で3日間)の企業実習(新卒イン 、 ターンシップ)の取扱いを始めました。

※詳しくはお近くの新卒応援ハローワーク又は事業所を管轄するハローワークにお問い合わせ下さい。 (ハローワークの所在地はこちら) http://www.mhlw.go.jp/kyujin/d1/01.pdf